

## 農業経営改善促進（スーパーS）資金のご案内

○経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者（認定農業者）に対して、短期運転資金を融通する。

### 農業経営改善促進（スーパーS）資金

#### 融資対象者

認定農業者

#### 資金使途

農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金（種苗代、肥料代、飼料代、小農具・消耗品の購入、営農用施設・機械の修繕費、地代、営農用機械のリース料、市場開拓費等）  
ただし、既往借入金の借り換えは対象にならない。

#### 貸付限度額

認定農業者（個人） 500万円  
（畜産・施設園芸は、2000万円）  
  
認定農業者（法人） 2000万円  
（畜産・施設園芸は、8000万円）

#### 利率

1. 5%（H27年4月1日現在）  
※最新の金利については、[農林漁業関係制度資金の概要ページ](#)から金利一覧表が入手できます。

#### 償還期限

極度貸付方式により、1年以内の手形貸付、証書貸付、当座貸越で融資  
利用期間は経営改善計画書の最終年度末まで。

★資金の貸付要件等については、裏面をご覧ください。

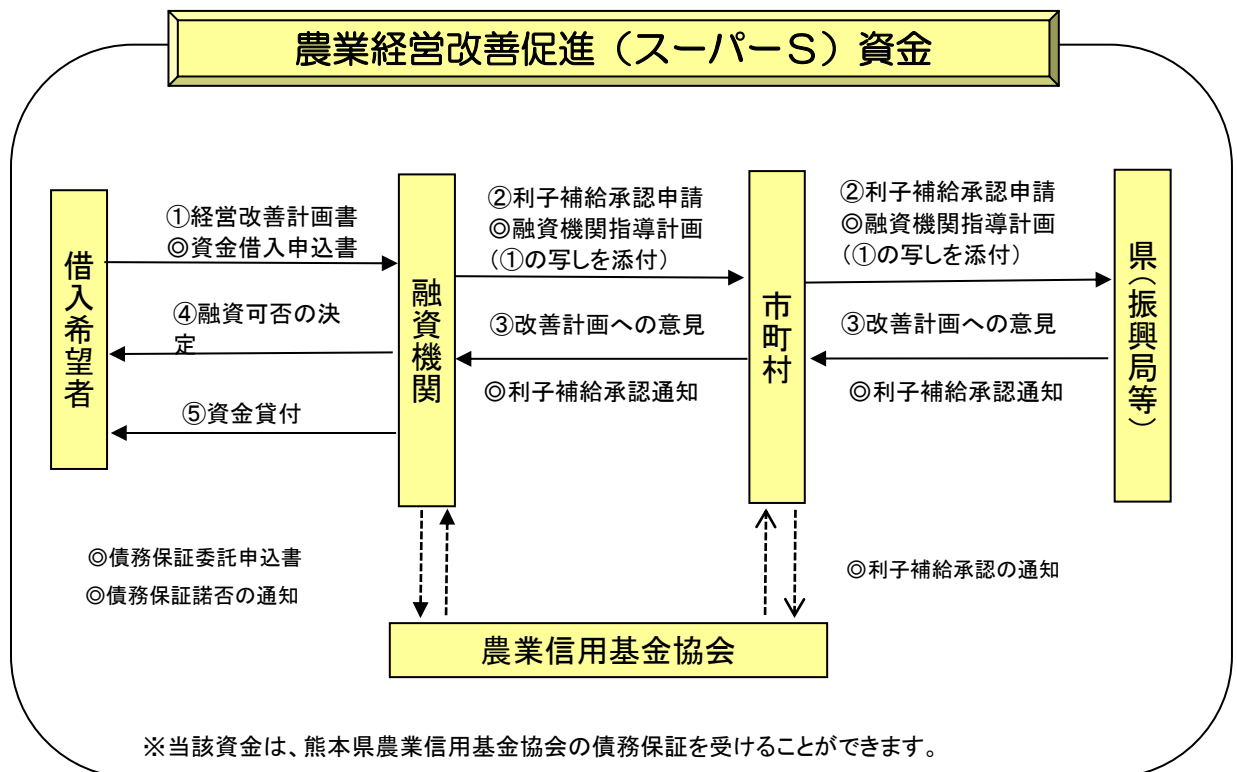
○「農業経営改善促進(スーパーS)資金」の融資対象者は、農業経営改善の認定を受けた農業者であって、以下の要件に該当する方です。

**〔要件〕**

- (1) 簿記記帳を行っていること。(簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。)
- (2) 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な改善措置を内容としているものであること。
- (3) (2)の具体的な改善措置について認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること。
- (4) 農業経営改善計画又は資金利用申込書(実施要綱第5に定めるものをいう。(2)において同じ。)において、既往借入金の返済財源が確保されていること。

**貸付の手続**

貸付の手続は各資金ごと以下のとおりです。



●資金に関する詳しい相談は、最寄りの広域地域本部・地域振興局または、金融機関(農協等民間金融機関)までお問い合わせください。